

## 家庭内別居での熟年離婚が認められた事例

## 離婚

## 事案の概要

40代 女性 パート主婦

相談者は、夫と結婚後2人の子宝に恵まれ、子ども達はすでに成人していました。

結婚生活30年を迎えようとしているところでありましたが、ここ10年くらいは、相談者としては夫に対する気持ちは完全に冷め切った状態にありました。

さらにここ数年は、夫が営む事業の不振のため生活費をほとんど支給されることがなくなり、相談者の生活も困難な状況にありました。

相談者としてはこのような夫とは一日も早く離婚したいと考えるようになり、担当弁護士に相談することとなりました。

## 解決結果

担当弁護士は相談者の代理人として相手方と協議離婚の交渉を行いました。相手方は離婚に応じようとしなかったため、家庭裁判所に離婚調停を申し立てました。

離婚調停にて、数回の話し合いの場を持ったものの、相手方の離婚しないという意思が強く、調停は不調に終わりました。

そこで担当弁護士は、すぐに離婚裁判を提起したところ、離婚が認容される判決を得ることが出来、夫との離婚を認める勝訴判決を得ることが出来ました。

また、相談者が夫と同居してきた自宅は、相談者が自身の両親から贈与を受けた相談者の特有財産であり、離婚後は夫に出て行ってもらいたいという希望があったところ、担当弁護士が離婚判決後相手方と交渉の末、夫が退去することとなりました。

## 担当弁護士からひとこと

家庭内別居は通常の別居と異なり、裁判において離婚事由と認められにくいところ、ここ数年、生活費を入れてもらえていない事情や、離婚の話し合いでの夫の粗暴な言動等を、裁判において担当弁護士が適切に裁判官にアピールしたことで、婚姻を継続しがたい事情を裁判官に認定してもらうことが出来、勝訴判決につながりました。

## モラハラ夫との離婚・親権獲得

## 離婚

## 事案の概要

30代 女性 会社員

相談者は、夫と結婚後ほどなくして、2人の子宝に恵まれました。しかし、夫の親による夫婦生活への過干渉に対して、夫は相談者をかばってくれず、夫自身も相談者に対していわゆる**モラハラ発言**を繰り返すようになりました。

相談者は一刻も早く離婚をしたいということで担当弁護士に相談することになりました。

## 解決結果

担当弁護士は、家庭裁判所に**離婚調停**を申し立てました。

幼い子ども達の**親権**について、夫も激しく親権を主張しましたが、最終的には**面会交流**を実施する代わりに相談者が親権を取得することで合意に至りました。

また、適正額の**養育費**を夫から支払ってもらえることで合意に至りました。

## 担当弁護士からひとこと

当初から**親権を獲得**した上で、離婚を認めてもらうことが至上命題となる事案でした。

やむなく自宅に置き手紙を書き残して夫に離婚したい事情を伝えたくて、子ども達を連れて家を出るというアドバイスを行うことで、**監護の実績**を作ることとしました。そのうえで調停を申立てることで親権の獲得に有利な事情を作ることができました。

## 価値観の違う妻との離婚

## 離婚

## 事案の概要

30代 男性 会社員

相談者は、妻と結婚後ほどなくして、子宝に恵まれました。

しかし、子育ての方針の違いや、家事を十分にしてくれないといった妻の態度に嫌気が差し、妻に対する愛情を失ってしまいました。

相談者は一刻も早く離婚をしたいということで担当弁護士に相談することになりました。

## 解決結果

**協議離婚**での相手方弁護士との交渉がまとまらなかったため、やむなく担当弁護士は、家庭裁判所に**離婚調停**を申し立てました。

当方は、親権の取得を望んでおらず、とにかく早く妻と離婚したいということが希望でしたので、親権を取得しないこと、**養育費**などの金銭条件についても、相場の基準を上回る金額を提案することで、早期の離婚をしてもらえるよう提案を行いました。

結果的に調停申立から半年足らずで、相談者の希望通り離婚が成立しました。

## 担当弁護士からひとこと

基本的には、法的な離婚原因（民法770条1項）を主張しづらいケースであったため、裁判になる前の協議・あるいは調停段階で、相手方に離婚に合意してもらうほかないケースでした。

まずは、相談者に別居することをアドバイスし、**婚姻を継続しがたい事情**を作ることから始めました。そのうえで基本的に**婚姻費用（生活費）・養育費**などは、相場の基準を上回る提示を行うことで、相手方に早期の離婚に応じてもらったほうが相手方にとっても得であることを意識した提案を行いました。

## 退職を控えたモラハラ夫との熟年離婚

## 離婚

## 事案の概要

60代 女性 専業主婦

相談者は夫と30年以上夫婦生活を続けてきました。

夫は、亭主関白で、これまで家事全般について一切手伝ってくれたことはありませんでした。それどころか料理についても気に入らないものが出るとお酒を飲んで相談者を怒鳴り散らすこともしょっちゅうでしたが、これまでずっと相談者は耐えてきました。

しかし、夫が退職を間近に控え、このまま夫と昼夜生活を共にすることは我慢できないと考え、担当弁護士に相談することになりました。

## 解決結果

**協議離婚**の交渉では、相手方に弁護士がついておらず、担当弁護士が直接相手方と交渉することになりました。しかし相手方はお酒を飲んでいるためか感情的な話ばかりをするため話が前に進みませんでした。

やむなく担当弁護士は、家庭裁判所に**離婚調停**を申し立てたところ相手方にも弁護士が就任しました。

財産分与となるべき預貯金はめぼしいものはなく、相手方が退職に際して支給された退職金の半分を財産分与として支給してもらうよう交渉しました。

最終的には退職金の半額に近い**1000万円超の財産分与**を取得し、離婚調停が成立しました。

## 担当弁護士からひとこと

協議離婚の交渉の時点で、相手方は家を出て行きましたので、相談者にとってのストレスの大部分は解消されていました。

そこで、最悪離婚しなくてもいいということも頭に入れて、速やかに**婚姻費用（生活費）の分担調停**の申立を家庭裁判所に行いました。この申立により、適正額の生活費が夫から支払われることになりました。相談者は腰を落ち着かせて、適正な財産分与が給付されるよう交渉を続けることができました。